

大学の機能を活用した障害のある人々の 就労支援・継続的雇用に向けた研究

—キャリア教育, 職業実習そして継続雇用への一貫した取り組みに向けて—

落合 俊郎	木船 憲幸	川合 紀宗	船津 守久
牟田口辰己	谷本 忠明	若松 昭彦	林田 真志
林 武広	神原 一之	檜和田祐介	奥野 正二
松浦 由紀	小田原 舞		

1. はじめに

国連 障害者の権利条約を批准するにあたって、障害のある人々に関する施策について、今後、非常に大きな変化が起きる可能性がある。障害者制度改革推進のための第二次意見(2010)では、教育の分野では、インクルーシブ教育を指向する流れが求められ、障害者基本法の策定には、その基本的理念として基本的人権の享有主体、地域で生活する権利、自己決定の権利とその保障、情報アクセスと言語・コミュニケーションの保障が言及されている。更に労働及び雇用、合理的配慮等の提供による雇用及び労働の質の向上があげられている。このなかで「労働能力を向上させるために必要な支援(職業生活を維持、向上するための人的、物理的支援や生活支援、通勤支援を含む移動支援、コミュニケーション支援を含む)が行われることが必要であり、これにより、障害者の雇用及び労働における処遇や技能の向上を図るべきである」としている。この意味では、広島大学において、障害のない職員が13人に対して、知的障害のある職員21人を雇用するという障害者雇用推進計画を実行してきたことは、障害者制度改革推進のための第二次意見の先取りともいえよう。しかし、一般の事業所では不可能な程の「手厚い」支援があっても、就業維持困難者が見られる。更に、一般の事業所による事業よりもコストがかかるなどの課題も解決しなければならない。

2. 障害者雇用ならびに関連する研究について

1) これまでの研究経過

広島大学附属東雲中学校の生徒の就業を考え、広島大学東広島キャンパスでのキャリア教育、卒業した後の後期中等教育内での職業実習の実施を行い、生徒の就職を進めるための準備を行ってきた。しかし、広島大学で働く知的障害のある人々の継続的就業、雇用コストから見た場合などの様々な課題があることも明らかになった。このような状況の中で、「Social Enterprise(以下、社会的企業とする)」に注目し、これからの広島大学における障害者、特にメンタルな障害のある人々の雇用の継続と拡大の在り方について議論したい。

本研究紀要の一連の論文では、2007年度に「特別支援教育制度下における新たな交流及び共同学習に関する研究」というテーマで研究を行い、附属東雲中学校特別支援学級では「共生意識を育み、真の障害者理解・相互理解を図るための交流形態に関する研究」で実践を行った。このなかで議論を深めたのは、中教審等でたびたび出てくる「共生社会」という言葉は、決して情緒的な言葉ではなく、それが示すものは、1960年代における古典的社会民主主義、1980年代に起きた新自由主義、社会的格差の増大と社会不安の増大、それを是正するための第3の道として、いわば、古典的社会民主主義と新自由主義の折衷様式としての「共生社会」であることを論じた。そして、共生社会を構築するためには「交流又は共同学習」が重要であるとした。

2010年度に行った、「大学キャンパスを利用した特

Toshiro Ochiai, Morihisa Funatsu, Noriyuki Kifune, Tadaaki Tanimoto, Tatsumi Mutaguchi, Akihiko Wakamatsu, Norimune Kawai, Masashi Hayashida, Takehiro Hayashi, Yasushi Shimamoto, Masatsugu Okuno, Yuki Matsuura, Yusuke Hiwada, Mai Odawara: A study on the development for job assistance sustainable employment using on-campus facilities for persons with disabilities.

別支援学級在籍生徒のキャリア教育の実証的研究」では、広島大学附属東雲中学校による「中学校特別支援学級における就労を目指したキャリア教育の実践研究-個と集団のかかわりによる生徒の変容を追って-」によって、大学のキャンパスを利用したキャリア教育を行い、前期中等教育からのキャリア教育を通して、就業への準備を行う取り組みを行った。一方、後期中等教育における取り組みは、大学キャンパスに近い県立知的障害特別支援学校高等部の生徒が大学構内で職業実習を行った。このとき、この特別支援学校で介護等体験実習を行う広島大学学生が参加・支援した。

2) 広島大学における障害者雇用の状況

一昨年より、広島大学では、財務・総務室に「障がい者雇用推進室」を設け、各室及び部局等と連携のもとに、広島大学として障害者雇用に推進することになった。在職する障害のある職員の今後の退職も考慮して、2010年を目標に計25人の障害者雇用を目標とした。2009年度を初年度として、東雲地区と東千田地区をモデルケースとして、他のキャンパスへも展開し、モデルケース以外の職域開発をめざすとしている。そして、広島大学東雲地区で、障害のある人2人、支援調整員1人、同東千田地区では、障害のある職員4人、技術指導員2人、支援調整員1人、同歯学部では障害のある職員6人、技術指導員3人、支援調整員1人、教育学研究科では障害のある職員9人、技術指導員2人、支援調整員1人を雇用する計画が実施された。障害のある職員の障害カテゴリーは、主として知的障害である。技術指導員は時間給雇用、支援調整員は退職職員の再雇用である。しかしながら、このような手厚い支援のある雇用においても就業の継続ができない人々が見られることも確かであり、これまでの雇用とは異なる組織の在り方を試みる必要がある。また、運用コストからすると一般の事業者の事業よりもコストがかかり、このままでは、障害者雇用の枠が広がらない恐れもあると感じられた。

3. 社会的企業について

1) 社会的企業の歴史

中川 (2005) は社会的企業の歴史を以下のように説明している。社会的企業は英国で始まり、産業革命期から現在まで約250年の歴史がある。1770年前後から1880年前後にかけてイングランドとスコットランドで生活必需品を買うための共同組合組織が作られた。これは、必需品の価格高騰による生活防衛のための組織として作られた。その後、貧民救済や失業問題と連動させて、その目的の中にコミュニティ再生も入ってきた。そして、ブリテン島では、産業革命の成果によって、高い生産力を生み出せるようになったが、資本家や雇用主と労働者の格差が拡大し、コミュニティの荒廃も進んだ。そして、協同組合の目的の中にコミュニティの再生もあがるようになった。

英国には既に、このような伝統があった。さらに1980年代以降、新自由主義が勃興し、社会・環境問題として、高齢化社会、障害者雇用、地球環境、女性、ホームレス、青少年教育、コミュニティ開発、途上国援助などの様々な問題が生じた。欧米においては、小さな政府化が進められ、諸問題の解決を全て政府が行う代わりに、選択肢の一つとして社会的企業が誕生した (谷本, 2006)。

障害者の雇用創出のために特に作られたものは、ソーシャル・ファーム (Social Farm) とよばれており、これは、社会的企業の1つである。ソーシャル・ファームは1970年代にイタリアで、1980年代にオランダ、ドイツで始まった。当初は、主として精神障害者のソーシャル・ファームとして出発したものである (日本障害者リハビリテーション協会, 2008)。

2) 社会的企業の位置付け

図1は、社会的企業の位置付けを説明したものである。一番左端は、従来の企業であり、経済的価値の創造を主として行い、極論すれば違法なことをしないで経済活動に専念すれば、誰も非難しないという企業のあり方である。しかし、近年多くの会社で経済的価値

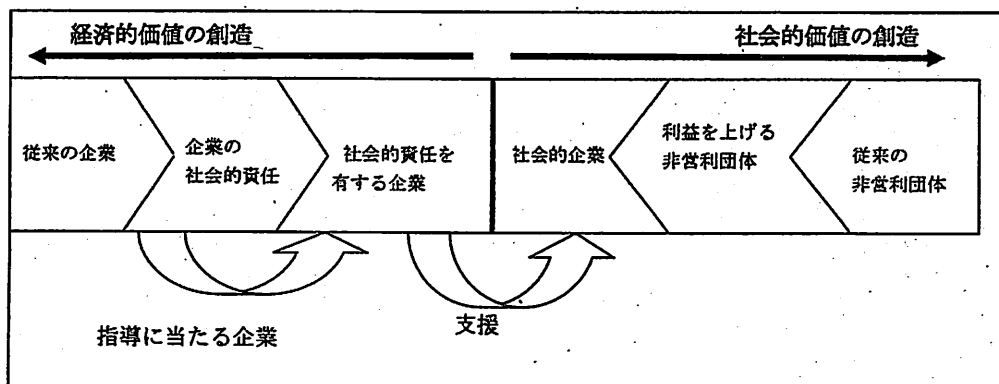


図1 社会的企業の位置付け (鄭茂晟, 2008, を一部改変)

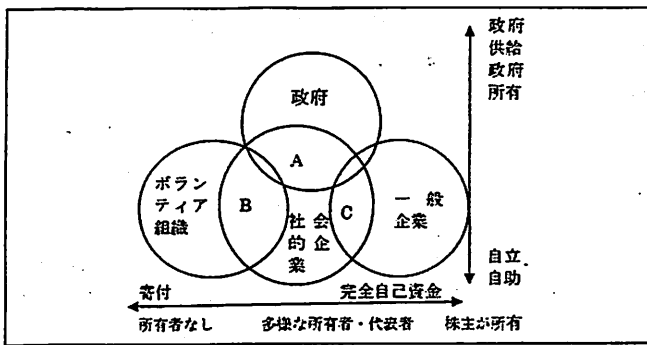


図2 社会的企業の種類 (谷本, 2006, 一部改変)

の追求だけでなく、チャリティー活動や一市民として地域に貢献するなどの常識が高まり、CRS (Corporate Social Responsibility: 会社の社会的責任) という認識が、21世紀に入ってからヨーロッパでは重要となってきた。日本のCSRについては、環境問題に熱心な会社は多いが、社会問題への取り組みを行う起業は少ない (藤井, 2005) といわれている。ただ、会社の中にも経済的価値ではなく、社会的責任を本業とする会社もある。例えば環境問題の解決を職業とする企業等がこれにあたる。これらの企業が、社会的企業を指導し、その主たる内容は環境分野のサービス、教育、保健、社会福祉、文化、保育、芸術・観光、森林保全、老人施設建設、家屋修繕等である (鄭茂晟, 2008)。

これまでの非営利団体は、図1の一番右側に該当する。この団体は、従来のように障害者のデイケアあるいは収容を主たる目的としている。障害者福祉という社会的価値の実行が主で、そこでは、労働を行い生産するという視点がないという点で非営利団体である。次に、利益を上げる非営利団体だが、これは、そこで生産したりサービスを行うことによって、しばしば、なにがしかの収益を得る組織である。社会的企業は、社会的価値の創造を実行すると共に、経済的な価値を創造するのがその目的である。多くのヨーロッパ諸国では社会的企業にかかわる国内法の整備が進められている。ベルギー、フィンランド、フランス、イタリア、ポーランド、イギリスにおいてこうした国内法が作られている (OECD, 2009)。図2は、英国における社会的企業概念図である。社会的企業Aの領域は、行政の1つの部門の民営化や公務員の起業によるものである。社会的企業Bは、ボランティア組織が収益を上げるもの。社会的企業Cは、企業が社会的課題の解決を収益事業として行うものを指している。更に、いずれの領域にも属さないものがあるとしている (谷本, 2006)。

3) 日本における障害者関連の社会的企業について

日本では、欧米と比較すると、社会的・公共的な問題の解決に積極的に市民が活動にしてこなかった。国

や地方の政府がそれを行うという意識が強かったためである。特に障害者や高齢者については、政府が施設を作り措置するという形態が続いており、これらの分野を企業として考える発想はほとんどなかったと考えられる。

しかし、1980年の「こころみ学園」による有限会社ココ・ファーム・ワイナリー (川田, 1982, 川本, 2005)、1983年の「たまり場ばれっと」の設立があり、1993年にヤマト福祉財団による小規模作業所パワーアップセミナーによる啓発活動と助成活動が発足した。この活動により、1998年にはスワンベーカー1号店が設立され (小倉, 2003)、現在、全国に24店、282人の障害者が雇用されている。谷本 (2006) は、1995年1月17日の阪神淡路大震災は、自然災害に対する危機管理だけでなく、豊かな安定した生活を築いたとしても、一気に崩れ去るという現実と直面し、従来の社会経済システムの枠組みの再考するとともに制度の枠組みを超えてボランティアに助け合う意味を知らされたとしている。その結果、ボランティア活動が高まり、1998年から2010年の12年間で、特定非営利活動に基づく申請受理数および認証数は41,411件 (内閣府NPOホームページ, 2011) となっている。しかし、日本ではまだ、社会的企業についての制度は確立されていない。

障害者制度改革推進のための第二次意見 (2010) では、【多様な就業の場の創出及び必要な仕事の確保】の項目で「企業や公共機関での雇用に加え、自営・起業、社会的事業所や協同組合での就業、並びに在宅就業等を含む、多様な就業の場が創出」される必要性を論じている。ここで言及している「社会的事業所」とは、障害者共同作業所の展開型ともいえる。

滋賀県彦根市 (2007) の例で見ると、「社会的事業所」の構成要件は以下のようにになっている。①障害者従業員が5人以上20人未満で、かつ、障害者の雇用割合がおおむね50%以上 (実人数算定) であること。②障害者従業員が就労を継続し、維持できるように支援する機能を有していること。③社会的事業所内外において、障害者理解等の啓発活動を行っていること。④社会的事業所の経営の意思決定機関に障害者従業員が参画していること。⑤従業員全員と雇用契約を締結していること。⑥労働保険 (労働者災害補償保険・雇用保険) の適用事業所であること。⑦事業所としての経営方針および経営計画が適切であるとともに、利益を上げるための経営努力がなされていること。しかし、上記の構成要件には、どのような職種が対象となるかは、具体的に示されていない。

更に、箕面市 (2007) は「箕面市における障害者事業所が行う社会的雇用の今後のあり方について」最終

報告〜」で、社会的雇用の特徴として：①障害者の働く権利を保障する雇用助成金を受給しつつ、経営を行っていること。②事業収益を上げ、事業と雇用助成金を併せて、最低賃金を保障していること。③障害者が主体として経営に参加し、自らが主体的に働ける事業をおこし、障害者自身を雇用すること。④障害者と健常者が対等に事業に参加し、成果を共に分け合っていること。⑤事業所内での対等で主体的な働き方を軸として、障害者が事業を通じて地域とつながり、人と人とのつながりを生み出し、地域コミュニティの再生に寄与していることをあげている。そして、社会的雇用は、高齢者や母子家庭の母親、外国籍の市民等、就職困難者といわれる人々の雇用につながっていると述べている。更に重要なことは、社会的雇用制度の創造により、1人の障害者が非就労から就労へシフトすることで、最大年間約90万円の社会的コストを削減できるとしている（箕面市、2010）。これと全く同じ論点をWestall (2001) も述べている。

4) 韓国における社会的企業について

韓国における社会的企業は、2008年の社会的企業育成基本計画によって始まり、以下のように定義付けられている。すなわち、社会的企業とは「脆弱階層に社会サービス、または職場を提供し、地域社会に貢献することによって、地域住民の生活の質を高めるなどの社会的目的を追求しながら、財貨およびサービスの生産・販売や営業活動をする企業として認定を受けるもの」と規定されている。そして、社会的企業は、社会的目的を追求する企業であること、営業活動遂行企業であること、そして認定される要件を備えていることの3つの要件を全て満たさなければならない。法規定上、社会的企業は社会サービス提供型と職場提供型そして地域社会に貢献する社会的企業の3種類があるとされている（姜・落合、2011）。

5) 韓国の社会的企業「WE CAN」について

執筆者の1人は、2010年7月に韓国京畿道高陽市徳陽区碧蹄洞にある社会的企業のWE CANを訪問した。この社会的企業は社会福祉法人シャルトウル修道女会が運営している。2001年2月に設立され、知的障害者40人を雇用して、クッキーの製造を行っている。2007年から社会的企業として政府に認可された。経済的雇用としてクッキーの製菓技術の習得・生産、社会的雇用として職業リハビリサービスの実施を行っている。これは、知的障害という特性を考え、企業での経済的活動のための指導だけでなく、余暇生活支援を含む職業リハビリサービスの取り組みを行ない、安定した継続雇用をめざすために行っている。

経済的活動の部分では、クッキー生地練り行程チ

ーム、型枠を使った成形チーム、包装チームといったように、仕事の内容を勤労者の能力に合わせて分業している。クッキーを作る素材としては国内産麦、有機栽培による砂糖、有精卵を使用することによって付加価値を付けて生産している。更に、施設管理チーム、道具管理チーム、環境管理チーム、行事管理チームに分かれ、工場の清掃、機械の管理、イベントの準備等をそれぞれの能力にあったチームで担当している。クッキーは、ホームページで宣伝・販売され、韓国社会福祉共同募金会広報大使でタレントのチェ・シラ女史が、このWE CANの専属広報大使として活躍している。

さらにWE CANでは、職業リハビリテーションサービスの具体的な内容の1つとして、2003年から治療共同体アプローチと呼ばれる支援を行っている。治療共同体アプローチとは、アルコール・薬物などの依存症者の治療回復のために、互いに支援しながら、回復と成長の道を見つけていく方法である（O'Brien M.W and Henican, E. (1997)）。ここでは、対象が知的障害のある人々なので、支援内容は緩やかに設定されていた。それらをあげると、①モーニングミーティング：哲学斉唱（仕事上重要な事柄を声に出して皆で暗誦し、朗読する）。お知らせ：今日の予定の確認や歳時を祝う。「上手にできるよ」の時間：守られていない就業上の規則の反省を行い、助け合いながら改めて行く時間。「賞賛袋」の時間：うまくできたことをほめあう時間。「たのしいな」の時間：リトミック等の動きで自由に表現する時間、②集団での話し合い、③真実の出会い（Pull ups：生活全般の反省点を出し合う）、④役割遂行（工場の清掃、機械の管理、イベントの準備等）、⑤セミナー（金曜日に、目的・規範の確認、規則の確認）であり、必要に応じて⑥箱庭療法や成人勤労者のための正しい性知識や異性理解を養う個別の性教育プログラムが実施されている。

4. 社会的企業の対象者と事業について

韓国が社会的企業の対象としている脆弱階層については、「必要な社会サービスを市場価格で購入することに困難があり、労働市場の通常条件で就職が特に困難な階層」と明示している。そして具体的には①世帯月平均所得が全国世帯月平均所得の60%以下である者、②高齢者（55才以上の者）、③障害者（重度障害者含む）、④売春被害者、⑤長期失業者などである。長期失業者とは、失業期間が1年以上で、認定範囲は、青年および一部の女性の早期退職者、あるいは結婚後の就業停止者、脱北者、家庭内暴力被害者、片親家族支援法の対象保護者、結婚移民者、更生保護対象者（刑期終了者あるいは、同様の理由で就職が困難な者）、

犯罪被害者保護法による救済対象者などである。このように、韓国の場合、対象が障害者のみではなく、いわゆる「社会的弱者」を中心として構成されている。具体的な事業として、村おこし、都市再開発、都市農村連携、エコ代替エネルギーの開発および普及、地域エコ有機農産物の生産・加工・流通や学校給食との連携、地方自治体のリサイクル委託事業、伝統的家屋・文化財保護事業が行われている（姜・落合，2011）。なお、韓国の社会的起業の対象者の要件はOECD（2009）が社会的企業の対象者としている内容とほぼ同じである。

5. 日本における社会的企業の必要性について

韓国は、社会的企業を立ち上げた理由として、成長率の低下、社会の二極化現象、出生率の低下と高齢化、家族構造の変化、将来への不安を挙げている（姜，落合，2011）。また、韓国が「雇用なき経済成長」期に入ったと述べられている（Newsweek，2010）ことも一つの要因である。日本では、この言葉はまだ使用されていないが、近年の大学卒業生の就職難や若年労働者の失業率の高さを見ると、日本もその相に入りつつあるのではないかと推察される。また、韓国では少子高齢化についても言及されているが、高齢社会白書（内閣府，2010）によると、2005年現在、日本の高齢化率は20.1%であるが、同年の韓国の高齢化率は9.3%であり、日本の1980年代前半と同じ状態である。韓国は1997-98年度に財政破綻を起こし、IMF管轄下におかれ、財政改革、財政削減が行われ、経済の効率化も加速化した歴史があった。日本においても国と地方の財政債務が他の国に例を見ないほどの高さであることを考えると、財政問題も大きな政治課題であることは間違いない。IMFの指導による「小さな政府」政策から社会的企業が創出されたことは、奇しくも英国で行われた後20年経って、韓国においても実施されたわけである。日本においても「転ばぬ先の杖」として、準備する必要があるのではないかと考えられる。

6. 広島大学における社会的企業創出の可能性と展望

1) 社会的企業を創出する意味

現在、広島大学における障害者雇用は、法定雇用率による障害者雇用を遵守する目的で行われている。また、技術指導員や支援調整員も同時に雇用するという全国の大学でも珍しい、非常に手厚い雇用体系を取っている。しかし、このような労働条件でも継続的に就労ができない人々があり、コスト面から考えると一般事業所よりも高いなどの課題もある。今後、新しい雇用形態を考える必要があるだろう。障害者制度改革推

進のための第二次意見（2010）で述べられている社会的事業所や協同組合での就業とは、まさに「社会的企業」を示しているのではないか。この意味で、現在の広島大学の雇用を社会的企業のモデル事業として位置づけるための方策を模索し始める時期にきているといえよう。

2) 就労プラス日常生活・余暇支援の実施

現在の雇用の方法は、手厚い支援は行なわれているが、一般の就労と同じように一定の労働効率が求められる。しかし、知的障害の特性を考慮すると、安部（2004）が述べているように、職業指導だけでなく生活支援、余暇支援も実施しないと継続的雇用が維持できないとすれば、これらの支援も行わなければならない。しかし、予算規模が縮小されるなかで、生活支援や余暇支援を大学が行うには、さまざまな限界がある。広島大学のキャンパスでも保護者会などの支援団体によって、生活支援や余暇支援が行われ、就業の定着もはかられている。しかし、全てのキャンパス、全ての人々に可能なわけではなく、何らかの対策が必要である。この時、学生や教職員によるボランティアや、特別支援教育を専門とする学生が、自分たちの専門性を高めるために生活支援や余暇支援活動に参加し、学生リソースを有効活用することも1つのアイデアとして考えられる。

3) 広島大学の在学学生に対する意義

カナダのケベック州では、地域開発の必要性が大きな課題となっている。その背景として、少子高齢化による集落の消滅、身近なサービスの閉鎖、女性の労働市場への進出が増加することによる託児所の必要性、失業者を労働市場に参加、職業的統合などの問題が生じ、更に高齢者向けの在宅サービスの必要性が生じたことにより、社会的企業の創出への道を歩むことになった（OECD，2009）。日本においては、韓国やケベック州以上に深刻な問題がある。特徴的には限界集落の問題である。限界集落とは、「65歳以上の高齢者が集落人口の50%を超え、独居老人世帯が増加し、このため集落の共同活動の機能が低下し、社会的共同生活の維持が困難な状態にある集落」をいう（曾根，2010）。2007年現在、限界的集落が全国で7,878カ所あり、中国地方（2,270カ所）、九州（1,635カ所）、四国（1,357カ所）、東北（736カ所）の順に高い（国土交通省，2007 a, b）。ちなみに、広島大学全体の学生の出身地は、中国地方から46.5%、九州から23.2%、四国から10.6%となっている。このような状況の中で、広島大学の学生が卒業後、地元に戻る場合、大学で学んだ専門性をいかすだけでなく、自分が住んでいる地域の活性化あるいは消滅を避けるための組織への参加・組織化できる意識や能力を身につけておかなければなら

いだろう。英国や韓国は財政破綻によるIMFによる監督・指導という状況によって社会的企業が創出されたが、広島大学でも学内の障害者雇用事業を基盤に、社会的企業の在り方を研究する必要がある。OECDや海外のビジネス・スクールでも社会的企業又は社会的起業家の育成が行われている。広島大学においても社会的企業家の育成に向けた全学的な取り組みが早急に必要であろう。

7. おわりに

これまで、大学のキャンパスを利用した附属東雲中学校特別支援学級を対象としたキャリア教育、職業実習訓練等を行い、障害のある生徒の雇用に向けての研究を行ってきた。広島大学では20人以上の知的障害のある人々が雇用され、10人以上の支援のためのスタッフが雇用されている。これは、障害者制度改革推進のための第二次意見を先取りしたような状況である。しかし雇用の継続のためには、職業指導だけではなく生活支援や余暇支援が必要である。しかし、予算の制限もあることを考えれば、ボランティア的要素を取り入れた雇用・就労支援を行う社会的企業の創立に向けて何らかの準備をする時期にきているのではないだろうか。広島大学の学生の多くは日本でも少子高齢化が顕著な地方の出身である。本学において社会的企業の創出のための試みを行うことは、彼らの故郷が抱える様々な課題を解決し、持続可能な社会の在り方を考えるためのヒントになるのではないかと考える。

引用(参考)文献

- 1) 安部省吾 (2004) 知的障害者雇用の現場から [2] 働く喜び、自立する若者たちの記録, 文芸社.
- 2) 彦根市 (2007) 彦根市社会的事業所運営事業費補助金交付要綱.
- 3) 鄭 茂晟 (2008) 講義3: 「韓国におけるソーシャル・エンタープライズの現状と最近の発展」, (財) 日本障害者リハビリテーション協会 日英高齢者・障害者ケア開発協力機構; 国際セミナー報告書, ヨーロッパとアジアのソーシャル・ファームの動向と取り組み ソーシャル インクルージョンを目指して, 67-86.
- 4) 姜 美羅, 落合俊郎 (2010) 韓国の社会的企業の現状と課題, 特別支援教育実践センター研究紀要, 第9号 印刷中, 広島大学大学院教育学研究科附属特別支援教育実践センター.
- 5) 川本敏郎 (2005) ころも学園奇跡のワイン, N H K出版.
- 6) 川田 昇 (1982) おどう畑の笑顔—ころもの実

践が自閉症の子供をかえた, 大揚社.

- 7) 草津市 (2005) 草津市社会的事業所設置運営要綱.
- 8) 国土交通省 (2007a) 国土形成計画策定のための集落の状況に関する状況把握調査～最終報告～.
- 9) 国土交通省 (2007b) 国土形成計画策定のための集落の状況に関する状況把握調査 (図表編).
- 10) 内閣府NPOホームページ (2011) <http://www.npo-homepage.go.jp/data/pref.html>
- 11) 箕面市障害者事業団 (2007) 箕面市における障害者事業所が行う社会的雇用の今後のあり方について～最終報告～.
- 12) 箕面市 (2010) 「社会的雇用」による障害者の自立支援.
- 13) 内閣府 (2010) 高齢社会白書, p5.
- 14) 中川雄一郎 (2005) 社会的企業とコミュニティの再生—イギリスでの試みに学ぶ, 大月書店.
- 15) Newsweek日本版編集部 (2010) Voicesコラム&ブログ, 韓国を悩ます「雇用なき経済成長」2010年2月26日版, <http://newsweekjapan.jp/newsroom/2010/02/post-17.php>
- 16) O'Brien M.W and Henican, E. (1997) You Can't it Alone The Daytop Way to Make Child Drug Free: 吉田暁子訳 (2008) 薬物依存からの脱出 治療共同体デイトップは挑戦する, 日本評論社.
- 17) 落合 その他 (2008) 特別支援教育制度下における新たな交流又は共同学習に関する研究, 広島大学学部・附属学校共同研究機構研究紀要, 第36号, 87-93.
- 18) 落合 その他 (2010) 大学キャンパスを利用した特別支援学級在籍生徒のキャリア教育の実証的研究—職業体験実習, 就業を目指したキャリア教育のあり方—, 広島大学 学部・附属学校共同研究機構研究紀要, 第38号, 87-93.
- 19) OECD (2009) The Changing Boundaries of Social Enterprise: 連合総合生活開発研究所訳 (2010) 社会的企業の主流化, 明石書店.
- 20) 小倉昌男 (2003) 福祉を変える経営 障害者の月給1万円からの脱出, 日経BP社.
- 21) 障がい者制度改革推進会議 (2010) 障害者制度改革の推進のための第二次意見.
- 22) 曾根英二 (2010) 限界集落 吾の村なれば, 日本経済新聞出版社.
- 23) 谷本寛治 (2006) ソーシャル・エンタープライズ 社会的起業の台頭, 中央経済社.
- 24) Westall, A. (2001) Value-led Market-Driven Social enterprise solutions to public policy goals, ippr